

1 研究開発プロジェクト名:

健康・生活上の諸記録(ライフログ)生産主体への情報所有権の還元による、
分析価値の高いライフログの共有基盤の創出に向けた研究・開発プロジェクト

2 当該年度の研究開発プロジェクト実施予定期間:

2017年4月1日から2022年3月31日 / 5年計画の2年目

3 応募者

氏名	江原 悠介
所属機関	PwC あらた有限責任監査法人
所属部局	システムプロセスアシュラアンス
職名	マネージャー

4 研究開発プロジェクトの概要

< 目的 >

- 物理的に分散された状態で管理・利用されている個人のライフログ群を仮想的に集約し、標準化された形式/適切な情報管理・セキュリティ水準を介して集約的に利活用する仕組みを整備する。
- この仕組みのもとで、個人(当該個人のライフログを解釈する「かかりつけ医」を含む)に自らのライフログに関する所有権(自己コントロール権)を明確に帰属させ、その「権利」の交換(他者との共有)に係る取組にインセンティブを付与し、ライフログを求める組織との間に「権利」の交換を行うことを可能とさせる。さらに、交換に伴い発生した価値を国民・かかりつけ医へ還元することで、充実度の高いライフログの収集・管理に向けて、国民・かかりつけ医の意識をモチベートする。
- ライフログのプライバシー性を毀損しない技術/運用基盤環境のもとで、当該情報がリアルタイムな交換需要に応じた価値を帯びたかたちで交換される。これらは官民組織にとっては市場・行政競争力を担保するための重要な資源の一部となり、この動向によりさらに情報精度・密度の向上が図られる循環モデルが形成される。
- ライフログは、秘匿性・完全性・追跡可能性等を最低要件とする技術基盤のもとで専任組織の責任のもとで管理されるとともに、独立した第三者機関による監査を通して、その信頼性を継続的に担保する。
- 人が存在することは同時にその人がライフログを生産することである。この仕組みの延長には、人が存在すること自体による生産力(情報生産力)に経済的な価値を明確に付与することを意味する。国民・かかりつけ医のライフログの精度管理を自発化させる仕組みを整備することを通して、人が存在すること自体をめぐる倫理的な認識水準を改めて考える機会をも提供可能にする。

< 計画展開案 >

上記目的に応じて、2017~2018年度(初年度フェーズ)では当該スキームを実現するための設計・運用要件を確定させるとともに、次年度以降のモデル地区パイロット試行に向けた協力企業への声掛けを行う。2019~2020年度(中間期フェーズ)では上記計画案に協力表明を行った企業とフィージビリティ調整を行い、技術/運用面の実装に向けた調整を行い、2021年度のパイロット試行を行う。